

**Q340. 自己申告制を採用して自己申告された労働時間をチェックし、自己申告された労働時間に基づいて残業代（割増賃金）を支払えば、不必要な残業時間の抑制、想定外の残業代（割増賃金）請求対策になりますか。**

自己申告された労働時間が実際の労働時間と合致しているのであれば、自己申告された労働時間をチェックすることで不必要な残業時間の抑制につなげることができますし、自己申告された労働時間に基づいて残業代（割増賃金）を支払えば、想定外の残業代（割増賃金）請求対策になります。

しかし、自己申告された労働時間が実際の労働時間に満たない場合は、自己申告された労働時間をチェックしても不必要な残業時間の抑制につなげることができませんし、自己申告された労働時間に基づいて残業代（割増賃金）を支払っても想定外の残業代（割増賃金）請求がなされる可能性があります。

自己申告制を採用する場合は、パソコンのオンオフのログで在社時間をチェックし、自己申告の労働時間と在社時間の齟齬が大きい場合には当該社員から事情説明を求める等の工夫をして、自己申告された労働時間が実際の労働時間と合致するようになる必要があります。